

# Weekly Report

第269号  
平成26年6月30日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 今国会で改正された主な法律は

今月22日に閉会した通常国会（第186回）で、4月以降に成立した主な法律は以下のとおりです。

### ◆4月以降に成立した主な法律

◎会社法の改正……\* 監査等委員会設置会社制度の創設、\* 社外取締役・社外監査役の要件の見直し、\* 多重代表訴訟制度の創設、\* 特別支配株主の株式等売渡請求制度の創設など。施行日は公布日（26年6月27日）から1年6ヵ月以内。

◎パートタイム労働法の改正……\* 正社員との差別的扱いが禁止される短時間労働者の対象範囲を拡大、\* 短時間労働者を雇い入れる際、事業主に雇用管理の改善措置について説明を義務付けるなど。施行日は公布日（26年4月23日）から1年以内。

◎労働安全衛生法の改正……\* 労働者の心理的な負担を把握するため、医師などによるストレスチェックの実施を義務付ける（従業員50人未満は当分の間、努力義務）など。施行日は公布日（26年6月25日）からそれぞれ6ヵ月～2年以内。

◎著作権法の改正……紙媒体による出版のみを

対象としている現行の著作権制度を見直し、電子書籍も対象とするなど。施行日は平成27年1月1日。

◎国民年金法等の改正……\* 国民年金保険料の納付猶予制度の対象者を50歳未満に拡大（28年7月施行）、\* 現行の後納制度に代わり、過去5年分を納付できる制度を創設（27年10月施行）など。

◎国民投票法の改正……憲法改正に必要な国民投票の投票権年齢を18歳以上（法施行後4年間は20歳以上）に引下げるなど。26年6月20日に施行。

◎祝日法の改正……国民の祝日として、8月1日を「山の日」と制定。28年から施行。

## 開設されたNISA口座数は約650万口座

金融庁が実施したNISA口座の開設・利用状況等の調査によると、開設された口座数（26年3月末時点）は650万3951口座となり、年代別では60歳以上が59.8%を占めています。

また、NISA口座における買付総額は1兆34億4608万円で、そのうち投資信託が61.9%、上場株式は36.3%となっています。

なお、上場株式の配当金や、ETF・REITの分配金について、証券会社の口座で受け取る「株式数比例分配方式」以外の受取方式（郵便局や指定の銀行口座で受け取る方式）を選択している場合は、非課税にならないので注意が必要です（投資信託の分配金は受取方式に関わらず非課税）。

## ★★★7月のチェックポイント★★★

※7月1日～7日は全国安全週間。今年度のスローガンは「みんなでつなぎ 高まる意識 達成しようゼロ災害」です。

※納期の特例を受けている企業の源泉所得税（1月～6月分）の納付期限は7月10日（木）です。

※健保・厚年の算定基礎届の提出は7月1日～10日（来所日指定の事業所を除く）。労働保険の年度更新の申告・納付期限も7月10日です。

※夏季休業を行う企業は、取引先などに日程を通知すると同時に先方の日程も確認しておきます。